



山口県告示第五十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有

害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

No. 1 排水口	排水口	排出水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )					
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)		
七	八・六	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大

五 排出水の汚染状態の値及び排水の量

種 類	項目	汚水の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		処理前	処理後	
し尿処理施設	水素イオン濃度 (水素指数)	七	〃	〃
	化学的酸素要求量 (mg/l)	五・八	〃	〃
	浮遊物質量 (mg/l)	五・八	〃	〃
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	三・〇〇〇	〃	〃
	窒素 (mg/l)	五〇	〃	〃
	リン (mg/l)	五	〃	〃

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構造	能力 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	使用時間	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
製鉄	鉄筋コンクリート	三八〇	長時間ばっ気連	二四時間	変動なし	平成二八、一	平成二〇、三〇	平成二八、一	

四 汚水等の処理施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七二	七	八・六	三三〇

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

平成二十八年三月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 形質変更時要届出区域

周南市開成町四五五の三四の一部、四五五の三五の一部及び四五五の四六の一部

二 特定有害物質の種類

四塩化炭素、一・二ジクロロエタン、一・一ジクロロエチレン、シス一・二ジクロロエチレン、一・三ジクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、一・一・一トリクロロエタン、一・一・二トリクロロエタン、ふっ素及びその化合物並びにベンゼン

三 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第五十八条第四項第九号から第十一号までの規定への該当  
土壌汚染対策法施行規則第五十八条第四項第十一号に該当する。

### 山口県告示第五十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年三月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名 住 住 術 者 所 指定年月日  
岡本 一朗 宇部市則貞五丁目二番六五一一二号 平成二八、二、一

### 山口県告示第五十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十八年三月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限  
医療法人陽光会光中央 光市島田二丁目二番一六号 平成三一、三、三一  
病院

### 山口県告示第五十七号

地方自治法施行令(昭和二十二政令第十六号)第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定により、平成二十八年度において県が発注する建設工事等(次の二に掲げるものをいう。以下同じ。)の契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用されるものに限る。以下「特定調達契約」という。)に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「競争入札参加資格」という。)及び当該競争入札参加資格の審査(以下「資格審査」という。)の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十八年三月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 建設工事等

(一) 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二条第一項に規定する建設工事(以下「建設工事」という。)

(二) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法律第百八十四号)第十九条第三号に規定する建設コンサルタントの行う業務(以下「建設コンサルタント業務」という。)(のうち建築に関する工事に係るもの(以下「建築関係建設コンサルタント業務」という。))

二 競争入札参加資格

(一) 競争入札に参加することができる者は、次に掲げる者とする。

1 建設工事にあつては、法第二条第三項に規定する建設業者(以下「建設業者」という。)(で、平成二十六年八月一日の直後の事業年度終了の日以降に、法第二十七條の二十三第一項に規定する経営事項審査(以下「経営事項審査」という。))を受け、資格審査申請時までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七條の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの数値が、次に掲げる建設工事の種類に応じ、それぞれ当該種類ごとに定める数値以上であるもの

- (1) 土木一式工事 九百
  - (2) 建築一式工事 八百
  - (3) 鋼構造物工事 七百五十
- 2 建築関係建設コンサルタント業務にあつては、建築関係建設コンサルタント業

三 資格審査の申請の時期及び方法

- 務を営む者（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物に係る建設コンサルタント業務を営む者にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十三条第一項の登録を受けた者に限る。以下「建築関係建設コンサルタント」という。）で、次に掲げる事項を審査して行う資格審査において、最上位等級に格付される資格を有するもの
- (1) 経営規模
    - ア 資格審査の申請をする日（以下「申請日」という。）の属する事業年度の直前の事業年度の終了の日（以下「審査基準日」という。）以前二年の公共測量等の種類別年間平均実績高
    - イ 審査基準日の属する事業年度の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額
    - ウ 申請日における公共測量等に従事する職員の数
  - (2) 経営状況
    - ア 基準決算における流動比率
    - イ 基準決算における自己資本固定比率
    - ウ 審査基準日以前一年における総資本純利益率
  - (3) 職員の資格取得状況
  - (4) 品質管理及び品質保証のためのシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無
  - (5) 環境マネジメントシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無
  - (6) 環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性推進機構の認証及び登録の有無
  - (7) 次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）第十二条第一項に規定する一般事業主行動計画（以下「一般事業主行動計画」という。）の策定及び届出の有無
  - (8) やまぐち男女共同参画推進事業者の認証の有無
  - (9) 会社の合併の有無
  - (10) その他の事項
- 申請日までの営業年数
- (二) 競争入札参加資格の有効期間は、当該競争入札参加資格が認定された日の翌日から平成二十九年三月三十一日までとする。ただし、七の(二)の申請の手続をした者については、当該申請の結果が通知されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

- (一) 申請の時期は、随時とする。
- (二) 資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（別記第一号様式）以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。
- (三) 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
  - 1 県外に主たる営業所を有する建設業者（以下「県外建設業者」という。）にあつては許可証明書又は許可通知書の写し、建築関係建設コンサルタント（建築士法第二十三条第一項の登録を受けた者に限る。）にあつては登録証明書又は登録通知書の写し
  - 2 県外建設業者及び建築関係建設コンサルタントにあつては、営業所一覧表（別記第二号様式）
  - 3 建築関係建設コンサルタントにあつては、公共測量等経歴書（別記第三号様式）
  - 4 建築関係建設コンサルタントにあつては、技術者経歴書（別記第四号様式）
  - 5 納税証明書（外国法人又は外国人にあつては、権限を有する本国の官憲が証明した同様の書類）
  - 6 個人にあつては、成年被後見人等に該当しない旨の誓約書（別記第五号様式）
  - 7 建設業者にあつては、資格審査申請時までに申請した直近の経営事項審査に係る総合評価値通知書の写し
  - 8 建築関係建設コンサルタントにあつては、審査基準日以前二年の各事業年度の財務諸表
  - 9 建築関係建設コンサルタントで二の(一)の(2)の(4)又は(5)に定める国際標準化機構の認証を取得したものであつては、当該認証に係る登録証の写し
  - 10 建築関係建設コンサルタントで二の(一)の(2)の(6)に定める環境マネジメントシステムに関する一般財団法人持続性推進機構の認証及び登録を受けたものであつては、当該認証及び登録を証する書面の写し
  - 11 建築関係建設コンサルタントで二の(一)の(2)の(7)に定める一般事業主行動計画の策定及び届出を行ったものであつては、都道府県労働局長に提出した当該届出の写し
  - 12 建築関係建設コンサルタントで二の(一)の(2)の(8)に定めるやまぐち男女共同参画推進事業者の認証を受けた者にあつては、やまぐち男女共同参画推進事業者認証書の写し
  - 13 暴力団排除に関する誓約書（別記第十三号様式）
  - 14 その他知事が特に必要があると認める書類
- (四) 申請書等の作成に用いる言語等

- 1 申請書は日本語で作成をし、その他の書類で外国語で記載されたものは訳文の付記又は添付をしなければならない。
- 2 添付書類に記載する金額については、出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（平成二十七年財務省告示第四百号）に示す外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載しなければならない。
- 四 共同企業体の特例  
建設業者が、知事が別に定めるところにより、共同企業体を結成して競争入札に参加することを希望する場合には、共同企業体競争入札参加資格審査申請書（別記第七号様式）に知事が別に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- 五 資格審査の結果の通知  
資格審査の結果は、申請者に通知する。
- 六 審査事項等の変更の届出  
競争入札参加資格を有する者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、競争入札参加資格審査事項等変更届（別記第十号様式）に三の(三)に掲げる書類（変更に係るものに限る。）を添えて、知事に提出しなければならない。
- (一) 許可番号若しくは許可年月日又は登録番号若しくは登録年月日
- (二) 商号又は名称
- (三) 代表者の氏名
- (四) 営業所の名称、所在地又は電話番号
- (五) 県内の営業所の新設又は廃止
- (六) 代理人
- 七 その他
- (一) 特定調達契約により平成二十八年年度において調達する特定役務のうち建設工事の種類は法第三条第二項に規定する土木一式工事、建築一式工事及び鋼構造物工事とし、建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの種類は建築関係建設コンサルタント業務とする。
- (二) 有効期間満了後の期間に係る競争入札参加資格の審査を希望する者は、平成二十八年年度中に平成二十九年年度に係る競争入札参加資格についての審査の公示をすることを予定しているので当該公示に基づき申請の手続をとること。
- (三) この資格審査についての問合せは、山口県土木建築部監理課（電話〇八三一―九三三―三六二九）にすること。

別記

第1号様式（その1）

（建設業者の場合）

交付番号	
------	--

競争入札参加資格審査申請書

山口県知事 様

申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

年 月 日

許可を受け ている建設 業	国土交通大臣 知事 許可 (一) 第	号
入札参加を 希望する業 種	年 月 日 許可	工業業 工業業

貴県所管に係る建設工事の競争入札参加資格の審査を関係書類を添えて申請します。  
なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと並びに県から確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第1号様式 (その2)

(測量業者、土木関係建設コンサルタント、建築関係建設コンサルタント、測量業者、地質調査業者及び補償関係コンサルタントの場合)

受付番号	
------	--

競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

⑪

登 録 を 受 け て い る 事 業

測 量 業 者	第 号	年 月 日登録	不動産鑑定業者	第 号	年 月 日登録
建設コンサルタント	第 号	年 月 日登録	建築士事務所	第 号	年 月 日登録
地質調査業者	第 号	年 月 日登録	土地家屋調査士	第 号	年 月 日登録
補償コンサルタント	第 号	年 月 日登録			

測量業者  
土木関係建設コンサルタント業務  
建築関係建設コンサルタント業務  
測量業者  
地質調査業者  
補償関係コンサルタント業務

類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと並びに果から確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第2号様式

営 業 所 一 覧 表

営 業 所		所 在 地		電話番号
名 称	営 業 所	所 在 地	所 在 地	電話番号
(主たる営業所)	許可を受けている建設業又は登録を受けている事業			
(その他の営業所)				
計	箇所			

記入要領

1 「名称」欄は、本店又は支店若しくは常時建設工事等の請負契約等を締結する事務所の名称を記入すること。

2 「許可を受けている建設業又は登録を受けている事業」欄は、建設業者の場合にあっては、許可を受けている建設業のうち当該営業所において営業する建設業の種類ごとに建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第1号の記載要領のもの表中的（ ）で示された略号で記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。







第 7 号様式 ( その 2 )  
( 特定建設工事共同企業体の場合 )

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 ( 共同企業体の代表者 )

住 所

商号又は名称

代表者氏名

④

下記の共同企業体について、貴県所管に係る 工事の競争入札参加資格  
の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと及び県から  
確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。  
記

共同企業体の名称	許可を受けて いる建設業	許可番号	許可年月日
構 成 員 商号又は名称及び代表者氏名 ( 代表者 )			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

第 7 号様式 ( その 3 )  
( 建設コンサルタント共同企業体の場合 )

共同企業体競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 ( 共同企業体の代表者 )

住 所

商号又は名称

代表者氏名

④

下記の共同企業体について、貴県所管に係る 業務の競争入札参加資格  
の審査を関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと及び県から  
確認書類の提示等の要請があった場合においては、いつでも応じることを誓約します。  
記

共同企業体の名称	登録を受けて いる事業	登録番号	登録年月日
構 成 員 商号又は名称及び代表者氏名 ( 代表者 )			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

第10号様式

## 競争入札参加資格審査事項等変更届

年 月 日

山口県知事 様

届出者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

(印)

下記のとおり競争入札参加資格に係る審査事項等に変更が生じたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

業 者 種 別	1 建設業者	2 測量業者等
変 更 事 項	/ 許可番号若しくは許可年月日又は登録番号若しくは登録年月日 2 商号又は名称 3 代表者の氏名 4 営業所の名称、所在地又は電話番号 5 山口県内の営業所の新設又は廃止 6 代理人	
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日	年 月 日	年 月 日

記入要領

「業者種別」欄及び「変更事項」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第13号様式

## 暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

山口県知事 様

申請者

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

(印)

山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表1措置基準第16号から第22号までに該当しないことを誓約します。

また、入札参加資格取得後においては、同基準第16号から第22号までに該当する行為を行わないことを併せて誓約します。

## 山口県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領別表1措置基準抜粋

(暴力団排除)

- 16 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者（以下「暴力団員」という。）又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を配給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者（以下「暴力団準構成員」という。）であるとき。
- 17 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）を使用したと認められるとき。
- 18 役員等若しくは使用人が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上利益を不当に与えたと認められるとき。
- 19 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 20 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用してしていると認められるとき。
- 21 果工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、下請契約を締結したとき。
- 22 果工事を施工するに当たり、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。

注 申請時においては、第16号から第20号までの規定中「役員等」とあるのは「申請者、申請者の役員及びその支店又は営業所（常時、建設工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者」と、第16号中「有資格業者の経営に事実上参加している者」とあるのは「申請者の経営に事実上参加している者」と、第17号中「使用した」とあるのは「使用している」と、第18号中「使用人」とあるのは「申請者の使用人」と、「与えた」とあるのは「与えている」と、第21号中「締結した」とあるのは「締結している」と、第22号中「した」とあるのは「している」と読み替えるものとする。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(定期)

第 2742 号

報 告 書

平成28年3月8日 火曜日

山口県告示第五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、下関都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年三月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称

下関市

二 都市計画事業の種類及び名称

下関都市計画公園事業五・五・二乃木浜総合公園

三 事業施行期間

平成二十一年六月五日から平成三十四年三月三十一日まで

四 事業地

下関市乃木浜一丁目及び乃木浜二丁目

山口県告示第五十九号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成二十八年三月八日

徳山下松港港湾管理者

山口県

山口県知事 村岡 嗣 政

一 埋立区域

(一) 位置

1 第一区

下松市大字笠戸島字大松ケ浦七三六の二から同大字字江ノ浦七〇八の九に至る土地の地先公有水面

2 第二区

下松市大字笠戸島字江ノ浦七〇八の九から同字七〇八の一に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

1 第一区

次の1の地点から3の地点までを順次結んだ線、3の地点と4の地点を結ぶ昭和四十八年二月九日付け指令港湾第九九六号でしゅん功認可された埋立地（以下「昭和四十八年埋立地」という。）と公有水面との境界線（D. L. 十三・六〇メートル）及び1の地点と4の地点を結ぶ平成二十七年春分の満潮位（D. L. 十三・五二メートル）（以下「満潮位」という。）における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

2 第二区

次の5の地点と6の地点を結んだ線、6の地点と7の地点を結ぶ昭和三十八年十一月五日付け指令港湾第一四一九号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. 十三・五〇メートル）、7の地点と8の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線及び5の地点と8の地点を結ぶ昭和四十八年埋立地と公有水面との境界線（D. L. 十三・六〇メートル）に囲まれた区域

(三) 面積

1 第一区

七、五七九・五六平方メートル

2 第二区

九一八・九一平方メートル

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

1 第一区

下松市大字笠戸島字大松ケ浦七三六の一、七三六の二及び七六五の一、同大字東繁昌七二二、同大字字江ノ浦七〇八及び七〇八の九並びに同大字字船隠三三二の二地内並びに同大字大松ケ浦七六五の一から同大字字江ノ浦七〇八の九に至る

る土地の地先公有水面

2 第二区

下松市大字笠戸島字江ノ浦七〇八、七〇八の一、七〇八の九及び七〇八の二  
地内並びに同字七〇八の九から同字七〇八の一に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

1 第一区

次の①の地点から⑬の地点までを順次結んだ線及び①の地点と⑬の地点を結ん  
だ線に囲まれた区域

2 第二区

次の⑭の地点から⑳の地点までを順次結んだ線及び⑭の地点と⑳の地点を結ん  
だ線に囲まれた区域

- ①の地点 基準点から二五六度五四分二〇秒一、〇七六・二二メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から一〇九度〇七分三一秒二七七・九二メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から九一度〇四分二一秒二二・八七メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一八四度二五分二七秒一九八・四八メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から一六二度〇九分二七秒五〇・五三メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一八二度五五分三秒一三・八八メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から九六度一九分四九秒四四・一九メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から一八三度二四分五秒三七・八三メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から九三度五六分三秒三三・二二メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から一八四度一九分五二秒一四三・三九メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から二八一度五四分二秒二六・七〇メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から二七五度三九分二秒二四・三九メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から三〇二度二〇分七秒二五・八六メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から二九五度一五分一一秒八七・八四メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から三三七度〇九分〇三秒一〇一・九四メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から二七六度三八分三一秒三六・六一メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から二九六度〇六分一三秒七三・六四メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から三〇四度五三分一五秒一一八・五七メートルの地点
- ⑲の地点 基準点から二四一度四五分三〇秒七五・一五七メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から一四四度二三分三一秒一四五・四九メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から二〇五度四三分五八秒九六・一六メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から二六九度四四分二一秒一九・三五メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から二〇四度一九分二六秒四・九四メートルの地点

⑳の地点 ㉓の地点から二七五度一四分五〇秒三一・九〇メートルの地点

(三) 面積

1 第一区

一一九、六〇五・三〇平方メートル

2 第二区

一一、七八三・二二平方メートル

三 埋立地の用途

輸送用機械器具製造業用地

四 免許を受けた者

下松市大字笠戸島二九番地二二〇

株式会社新笠戸ドック

代表取締役社長 檜垣 幸人

五 免許の年月日

平成二十八年二月二十六日



(八二) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり  
特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十八年四  
月二十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県若国県民局において公衆  
の縦覧に供します。

平成二十八年三月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十八年二月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 つながるネット

代 表 者 の 氏 名 久米 慶典

三 主たる事務所の所在地 岩国市麻里布町七丁目七番一〇号  
定款に記載された目的

高齢者及び障がい者に対して、生活支援に関する事業を行い、「地域包括ケアシステム」の実現に寄与すること。

(八三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十八年三月八日から同年七月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年三月八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ宮田町店

所在地 下関市宮田町一丁目八番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名  
合同会社リバーフィール 下関市本町二丁目一番一号 中村 高志

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	変更前 児玉 篤	変更後 中村 高志
---------------------------------	-------------	--------------

四 届出年月日

平成二十八年二月二十四日

五 変更年月日

平成二十八年八月二十三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ宮田町店

所在地 下関市宮田町一丁目八番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名  
合同会社リバーフィール 下関市本町二丁目一番一号 中村 高志

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 マックスバリュ西日本株式会社 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町二二一	変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 マックスバリュ西日本株式会社 広島市南区段原南一丁目三番五二号
---	---	--

四 届出年月日

平成二十八年二月二十四日

五 変更年月日

平成二十四年五月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ宮田町店

所在地 下関市宮田町一丁目八番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名  
合同会社リバーフィール 下関市本町二丁目一番一号 中村 高志

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 マックスバリュ西日本株式会社 岩本 隆雄	変更後 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 マックスバリュ西日本株式会社 加栗 章男
---	---	---

四 届出年月日

平成二十八年二月二十四日

五 変更年月日

平成二十五年五月二十二日

(八四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次の

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出は、平成二十八年三月八日から同年七月八日までの間、山口県商工労働部商  
政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年三月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 コスパ防府

所在地 防府市大字植松一一四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所

株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町一番一号

株式会社安成工務店 下関市綾羅木新町三丁目七番一号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変 更 前

変 更 後

大規模小売店舗を設置する者の住所 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町一番一号	群馬県高崎市栄町一番一号
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃

四 届出年月日

平成二十八年二月二十四日

五 変更年月日

平成二十八年七月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 コスパ防府

所在地 防府市大字植松一一四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所

株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町一番一号

株式会社安成工務店 下関市綾羅木新町三丁目七番一号

三 変更に係る事項の概要

代表者の氏名  
山田 昇  
安成 信次

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変 更 前

変 更 後

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社ミッドフォール	山口市大字平井三〇五の一	山口市大内長野五九三の一
〃	株式会社カーマ	防府市天神一丁目一三八五の六	防府市大字植松五六七の一

四 届出年月日

平成二十八年二月二十四日

五 変更年月日

平成二十二年十月五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 コスパ防府

所在地 防府市大字植松一一四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所

株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町一番一号

株式会社安成工務店 下関市綾羅木新町三丁目七番一号

三 変更に係る事項の概要

代表者の氏名  
山田 昇  
安成 信次

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	兵庫県姫路市三左衛門堀東の町一二二一	広島市南区段原南一丁目三番五二号

四 届出年月日

平成二十八年二月二十四日

五 変更年月日

平成二十四年五月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 コスパ防府

所在地 防府市大字植松一一四

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要  
 株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町一番一号 山田 昇  
 株式会社安成工務店 下関市綾羅木新町三丁目七番一号 安成 信次  
 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
マックスバリュ西日本株式会社	岩本 隆雄		加栗 章男

四 届出年月日  
 平成二十八年二月二十四日  
 五 変更年月日  
 平成二十五年五月二十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 コスパ防府  
 所在地 防府市大字植松一一四  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町一番一号 山田 昇  
 株式会社安成工務店 下関市綾羅木新町三丁目七番一号 安成 信次  
 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
株式会社岩崎宏健堂	周南市福川三丁目一八番二二号	河戸憲一郎	富永 幸朗

四 届出年月日  
 平成二十八年二月二十四日  
 五 変更年月日  
 平成二十五年十一月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 コスパ防府  
 所在地 防府市大字植松一一四  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
株式会社カーマ	加島 克己		古賀 昭一

四 届出年月日  
 平成二十八年二月二十四日  
 五 変更年月日  
 平成二十六年一月一日

(八五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出は、平成二十八年三月八日から同年七月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。  
 平成二十八年三月八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 イオン柳井ショッピングセンター  
 所在地 柳井市大字柳井一七四〇の一  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 加栗 章男  
 株式会社ナフコ 深町 勝義

株式会社岩崎宏健堂 周南市下一の井手五六三六の五 富永 幸朗

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	兵庫県姫路市三左衛門堀東の町一三二一	変 更 後	広島市南区段原南一丁目三番五二号
大規模小売店舗を設置する者の住所	マックスバリュ西日本株式会社	〃	〃	〃	〃
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	〃	〃	〃	〃

四 届出年月日 平成二十八年二月二十四日  
 五 変更年月日 平成二十四年五月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオン柳井ショッピングセンター  
 所在地 柳井市大字柳井一七四〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男  
 株式会社  
 株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 深町 勝義  
 株式会社岩崎宏健堂 周南市下一の井手五六三六の五 富永 幸朗

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	岩本 隆雄	変 更 後	加栗 章男
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	〃	〃	〃	〃	〃
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	マックスバリュ西日本株式会社	〃	〃	〃	〃

四 届出年月日 平成二十八年二月二十四日  
 五 変更年月日 平成二十五年五月二十二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 イオン柳井ショッピングセンター  
 所在地 柳井市大字柳井一七四〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名  
 マックスバリュ西日本株 広島市南区段原南一丁目三番五二号 加栗 章男  
 株式会社  
 株式会社ナフコ 北九州市小倉北区魚町二丁目六番一〇号 深町 勝義  
 株式会社岩崎宏健堂 周南市下一の井手五六三六の五 富永 幸朗

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	周南市福川三丁目一八番二二号	変 更 後	周南市下一の井手五六三六の五
大規模小売店舗を設置する者の住所	株式会社岩崎宏健堂	〃	〃	〃	〃
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	〃	〃	〃	〃

四 届出年月日 平成二十八年二月二十四日  
 五 変更年月日 平成二十五年十一月一日

(八六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十八年三月八日から同年七月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年三月八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 株式会社いちや家具店  
 所在地 周南市大字夜市二九三六の一



二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 株式会社いちや家具店 周南市みなみ銀座二丁目二七 林 敏寛  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 マックスバリュ西日本株式会社	変更後 兵庫県姫路市三左衛門堀東の町一二二一	変更後 広島市南区段原南一丁目三番五二号
--------------------------------------	--	---------------------------	-------------------------

四 届出年月日  
 平成二十八年二月二十四日  
 変更年月日  
 平成二十四年五月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 株式会社いちや家具店  
 所在地 周南市大字夜市二九三六の一  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 株式会社いちや家具店 周南市みなみ銀座二丁目二七 林 敏寛  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 株式会社三矢	変更後
--------------------------------------	---------------	-----

四 届出年月日  
 平成二十八年二月二十四日  
 変更年月日  
 平成二十五年五月二十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 株式会社いちや家具店  
 所在地 周南市大字夜市二九三六の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 名称 住 所 代表者の氏名  
 株式会社いちや家具店 周南市みなみ銀座二丁目二七 林 敏寛  
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 マックスバリュ西日本株式会社	変更後 岩本 隆雄	変更後 加栗 章男
--------------------------------------	--	--------------	--------------

四 届出年月日  
 平成二十八年二月二十四日  
 変更年月日  
 平成二十五年五月二十二日

(八七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十七年十月二十三日山口県公告(三二〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。  
 当該意見は、平成二十八年三月八日から同年四月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。  
 平成二十八年三月八日  
 山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 フジグラン岩国  
 所在地 岩国市麻里布町二丁目九番八号  
 二 意見の概要  
 特に配慮を求めらるる事項はない。

(八八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十七年十月二十三日山口県公告(三二一)に係る大規模小売店舗について次のとおり

周南市から意見を聴きました。  
 当該意見は、平成二十八年三月八日から同年四月八日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年三月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 フジ新南陽店  
 所在地 周南市政所二丁目二番一号
- 二 意見の概要  
 特に配慮を求める事項はない。

(八九) 周南都市計画道路の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、周南都市計画道路を変更したいので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る周南都市計画道路の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十八年三月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
 周南都市計画道路三・四・二百八末武大通線
- 二 都市計画を変更する土地の区域  
 下松市潮音町一丁目及び潮音町二丁目  
 変更の内容
- 三 区域及び構造の変更
- 四 都市計画の案の縦覧期間  
 平成二十八年三月八日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所  
 山口県土木建築部都市計画課及び下松市建設部都市整備課

(九〇) 周南都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

周南市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項において準用す

る同法第二十条第一項の規定による周南都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十八年三月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称  
 周南都市計画道路三・四・三百八遠石江口線
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
 山口県土木建築部都市計画課



公 告

平成二十八年年度山口県警察官(男性)採用(A)試験(第一回)の実施

平成二十八年年度山口県警察官(男性)採用(A)試験(第一回)を次のとおり実施します。

平成二十八年三月八日

山口県人事委員会

一 募集都府県名及び採用予定人員

都府県名	採用予定人員
山口県	四十人程度
東京都	
大阪府	
兵庫県	それぞれ三人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

都府県名	受	験	資	格
山口県	昭和五十八年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は平成二十九年三月三十一日までに卒業する見込みの者			
東京都	昭和六十一年五月十日から平成七年四月一日までに生まれた男性で、大学等の卒業者又は平成二十九年三月三十一日までに卒業する見込みの者			
大阪府	昭和五十八年四月二日以降に生まれた男性で、大学等の卒業者又は平成二十九年三月三十一日までに卒業する見込みの者			
兵庫県	昭和五十六年四月二日以降に生まれた男性で、大学等の卒業者又は平成二十九年三月三十一日までに卒業する見込みの者			

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
  - 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号) 附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
  - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 4 志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
  - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 試験の方法、内容、日時及び場所  
試験は、第一次試験及び第二次試験とします。  
なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

- 1 方法及び内容  
警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。
- 2 日時  
平成二十八年五月八日(日曜日)  
試験室入室 午前九時三十分まで

3 試験 午前十時から午後零時三十分まで

(二) 第二次試験

山口県の合格者については、次のとおり実施します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、当該都府県から文書で通知されます。

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

- 身長 一六〇センチメートル以上であること。
- 体重 四七キログラム以上であること。
- 視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。
- 色覚 職務の遂行に支障がないこと。
- 聴力 正常であること。
- その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

- 反復横跳び 二〇秒間に四五回以上
- 握力 左右の平均が四一キログラム以上
- 上体起こし 三〇秒間に二一回以上
- シャトルラン 四三回以上
- 関節運動 正常であること。

## 2 日時及び場所

## (1) 適性検査及び論文試験

日時 平成二十八年六月四日(土曜日)

場所 山口県総合交通センター

## (2) 体力検査

日時 平成二十八年六月五日(日曜日)又は同月六日(月曜日)のうち山

口県人事委員会が指定する日

場所 山口県警察学校

## (3) 口述試験

日時 平成二十八年六月六日(月曜日)から同年七月三日(日曜日)まで

の間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

## 五 配点

山口県の第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

## (一) 第一次試験

教養試験 五〇点

## (二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

## 六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第二次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五

点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準

に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

## 七 合格者の発表

## (一) 第一次試験合格者

山口県の合格者については、平成二十八年五月十八日(水曜日)に合格者の受験

番号を山口県庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示

するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十八年八月上旬までに当

該都府県から文書で通知されます。

## (二) 最終合格者

山口県の合格者については、平成二十八年七月中旬に合格者の受験番号を山口県

庁インフォメーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するととも

に、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

おって、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十八年十一月中旬まで

に当該都府県から文書で通知されます。

## (三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験

の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の

合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で山口県以外の都府

県を志望するものにあつては当該都府県の最終合格者の発表日)以後、来所の上、

その旨を山口県人事委員会に申し出て下さい。

## 八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に登録され、このうちから各都府

県の任命権者(警視總監又は警察本部長)が採用者を決定します。この名簿は、原

則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十九年四月一日に行われます。採用者は、巡査に任命

され、各都府県の警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配

置されます。

(三) 給与は、各都府県で多少の差はありますが、山口県においては、原則として月額

二十万七千円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤

働手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

## 九 受験手続及び受付期間

## (一) 受験申込書の請求

平成二十八年三月八日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一

番一号)郵便番号七五三―八五〇―(一)に請求して下さい。郵便で請求する場合

は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を

貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横

二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

1 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

2 受験申込書には志望都府県名を第二志望まで記入できます。

志望できる都府県は、山口県、東京都、大阪府及び兵庫県の四都府県です。ただし、山口県を第二志望とすることはできません。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十八年三月八日(火曜日)から同年四月十五日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十八年四月十五日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十八年三月八日(火曜日)午前九時から同年四月八日(金曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇二一〇)に問い合わせてください。

公 告

平成二十八年山口県警察官(女性)採用(A)試験(第一回)の実施

平成二十八年山口県警察官(女性)採用(A)試験(第一回)を次のとおり実施します。

平成二十八年三月八日

山口県人事委員会

一 採用予定人員  
七人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和五十八年四月二日以降に生まれた女性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者又は平成二十九年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者

2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十八年五月八日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

下関市 下関市立大学

山口市 山口県立大学

周南市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一五〇センチメートル以上であること。

体重 四三キログラム以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四〇回以上

握力 左右の平均が二四キログラム以上

上体起こし 三〇秒間に一五回以上

シャトルラン 二五回以上

関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

日時 平成二十八年六月四日(土曜日)

場所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

日時 平成二十八年六月五日(日曜日)又は同月六日(月曜日)のうち山

口県人事委員会が指定する日

場所 山口県警察学校

(3) 口述試験

日時 平成二十八年六月六日(月曜日)から同年七月三日(日曜日)まで

の間で山口県人事委員会が指定する日

場所 山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかにかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十八年五月十八日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォ

メーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に

(二) 最終合格者

平成二十八年七月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォ

メーションプラザ内及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に

文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験

の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の

八 合格者にあつては、最終合格者の発表日( )以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十九年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、原則として月額二十万七千円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十八年三月八日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十八年三月八日(火曜日)から同年四月十五日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十八年四月十五日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十八年三月八日(火曜日)午前九時から同年四月八日(金曜日)午後五時まで

十 その他  
この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇一〇)に問い合わせてください。



正 誤  
平成二十八年二月二日山口県公告(三七)(大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出)

ページ	段	行	誤	正
二	下	二二二	アルク玖珂店	(仮称)アルク玖珂店

平成二十八年三月八日印刷

発行所

山口県知事